

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の平成三十年度答申第二号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯崎英彦

諮詢序：広島県知事（こども家庭課）  
諮詢日：平成29年12月22日  
(平成29年度諮詢第8号)  
答申日：平成30年6月21日  
(平成30年度答申第2号)

## 答申内容

### 第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

平成29年1月16日付けで審査請求人から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第9条の規定による児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事〔こども家庭課〕）の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

##### (1) 平成29年1月16日付け審査請求書

平成29年10月25日付け28審理第104号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）の2(1)アに記載のとおりである。

##### (2) 平成29年4月6日付け反論書

審理員意見書の2(1)イに記載のとおりである。

#### 2 審査庁の主張の要旨

##### 平成29年12月21日付け諮詢説明書

##### (1) 審査庁の考え方

本件審査請求を棄却すべきと考える。

##### (2) 考え方の理由

###### ア 認定事実

認定事実は、審理員意見書3(1)に記載のとおりである。

###### イ 判断

審理員意見書の3(2)イに記載のとおりである。

###### ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 本件処分が違法又は不當であるかについて

(1) 審査請求人は審査請求書及び反論書において、次の点などにより本件処分が違法又は不当である旨を主張するものようである。

ア 審査請求人の所得は支給停止になるほどの高所得ではない。平成27年12月までは確かに子どもたちは元夫の扶養に入っていたので、平成27年12月の年末調整票作成時に審査請求人はその時点でのとおりに記入したが、実際は平成28年1月1日から子どもたちは審査請求人の扶養に入っている。

イ 平成27年12月の年末調整票の記載時点ではまだ夫とは離婚調停中で離婚の成立はしていなかったが、事実は平成27年11月から審査請求人は1人で2人の子供を養っている。平成28年度に関しては、丸一年「特別の寡婦」に該当する。そのため児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）第2条の4第1項で規定する扶養児童2人以上の57万円+38万円以下に該当することに間違いない。

(2) しかしながら、以下の理由により本件処分は適正に行われたものと認められるから、本件処分は違法又は不当であるとはいえない。

ア 法第9条第1項の規定により、児童扶養手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31において生計を維持したもの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しないこととされている。

イ 本件についてみると、審査請求人の前年の所得については、次のとおりである。

(ア) 審査請求人が児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第4条の規定により処分庁に提出した「児童扶養手当現況届（平成28年度分）」（以下「28年度現況届書」という。）によると、審査請求人の前年の所得は、政令第4条の規定により、総所得金額等合計額○円から8万円を控除した○円と認められる。

(イ) また、28年度現況届書によると、審査請求人の法第9条第1項に規定する扶養親族等及び扶養親族等でない児童で前年（平成27年）12月31において生計を維持したものはいないものと認められるため、審査請求人の場合は、政令第2条の4第1項の規定により、法第9条第1項の「政令で定める額」は、190,000円となる。

(ウ) よって、審査請求人の前年の所得○円は、政令で定める額190,000円以上に該当するから、第3の1(1)アの審査請求人の主張には、理由がない。

ウ 次に、法第9条第1項において、政令の定めるところにより、児童扶養手当の全部又は一部を支給しないことについては、次のとおりである。

- (ア) 28年度現況届書によると、「24 本年8月1日における対象児童の状況」欄には、児童2人の氏名等が記載されており、審査請求人が現に児童2人を監護し、児童扶養手当の支給対象児童は2人であると認められる。
- (イ) 審査請求人については、政令第2条の4第2項の表第1欄の「法第9条第1項に規定する扶養親族等及び児童がないとき」に該当し、審査請求人の前年の所得○円は同表第2欄の「1,920,000円」未満であるから、同表第3欄に定める法第5条第2項に規定する監護等児童の数「2人」に応じて、児童扶養手当のうち同表第4欄に定める額「基本額一部支給停止額に第一加算額一部支給停止額を加えて得た額」に相当する部分について、児童扶養手当の支給が制限されることとなる。
- (ウ) 審査請求人は児童2人を監護しているから、「基本額一部支給停止額」については、政令第2条の4第3項の規定により、審査請求人の前年の所得○円から190,000円を減じて得た額に0.0186879を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）に10円を加えて得た額となる。計算すると、次のとおりである（下線部は、5円以上10円未満の端数があるため10円に切り上げ）。

$$(○円 - 190,000円) \times 0.0186879 + 10円 \Rightarrow ○円$$

また、「第一加算額一部支給停止額」については、政令第2条の4第4項の規定により、審査請求人の前年の所得○円から190,000円を減じて得た額に0.0028844を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）に10円を加えて得た額となる。計算すると、次のとおりである（下線部は、5円以上10円未満の端数があるため10円に切り上げ）。

$$(○円 - 190,000円) \times 0.0028844 + 10円 \Rightarrow ○円$$

よって、「基本額一部支給停止額に第一加算額一部支給停止額を加えて得た額」は、○円に○円を加えた額である○円となり、審査請求人について、支給が制限される児童扶養手当の額は、○円となる。

エ また、審査請求人の前記第3の1(1)イの主張については、児童扶養手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法に関し、政令第4条第2項本文には、「次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。」と規定され、同項第3号には「当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。） 27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）」と規定されている。

受給資格者が母である本件については、政令第4条第2項第3号の規定により、審査請求人は、児童扶養手当における所得に係る寡婦控除及び寡婦控除特別加算

の額の控除の対象とはならない。

28年度現況届書においても、「⑧受給者」の「⑯ 寡婦・寡婦の特別加算（請求が母の場合は控除しない）, 寡夫（請求が父の場合は控除しない）, 勤労学生控除」欄には、「0円」と記載されているところである。

よって、この点に係る審査請求人の主張には、理由がない。

- (3) 以上のことから、法第9条第1項の規定により、審査請求人に対する児童扶養手当については、審査請求人の前年の所得○円が、政令で定める額190,000円以上に該当するから、処分庁が審査請求人に対し、「一部支給 受給者の所得が制限限度以上である」として、平成28年8月から平成29年7月まで、児童扶養手当の支給を停止（支給停止の額○円）するとしたことは、妥当であると認められ、本件処分は違法又は不当であるとはいえない。

## 2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮詢（平成29年12月22日）
- 2 第1回審議（平成30年5月10日）  
本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（平成30年6月21日）  
答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 判断基準

- (1) 児童扶養手当の支給について、法第9条第1項によれば、受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族等並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したもののが無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しないものとされている。
- (2) そして、政令第2条の4第1項により、「法第9条第1項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等及び児童がないときは、19万円」と規定されている。

### 2 本件処分が違法又は不当であるかについて

- (1) 28年度現況届書によると、審査請求人の前年の所得は、政令第4条の規定により、総所得金額等合計額○円から8万円を控除した○円と認められる。

また、「⑧受給者」の「⑯ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数」欄及び「⑰

⑫以外で前年の 12 月 31 日において受給者によって生計を維持していた児童」欄には、それぞれ「0 人」と記載されていることから、審査請求人の法第 9 条第 1 項に規定する扶養親族等及び扶養親族等でない児童で前年（平成 27 年）12 月 31 日において生計を維持したものはいないと認められる。

- (2) 審査請求人は、前記第 3 の 1(1)アのとおり、平成 27 年 12 月までは子どもたちは元夫の扶養に入っていたが、実際は平成 28 年 1 月 1 日から子どもたちは審査請求人の扶養に入っているので、審査請求人は児童扶養手当を満額支給される権利がある旨を主張するが、法第 9 条第 1 項より、扶養親族等の算定基準日は前年の 12 月 31 日時点であり、第 5 の 2(1)のとおり 28 年度現況届書において、前年（平成 27 年）12 月 31 日時点で審査請求人の法第 9 条第 1 項に規定する扶養親族等及び扶養親族等でない児童で審査請求人が生計を維持したものはいなかったのである。

よって、平成 28 年 1 月 1 日から審査請求人の子どもが審査請求人の扶養に入っているから児童扶養手当の満額支給の権利があるとの審査請求人の主張には、理由がない。

- (3) また、審査請求人は前記第 3 の 1(1)イのとおり、平成 27 年 12 月の年末調整票の記載時点ではまだ元夫とは離婚調停中で離婚は成立していなかったが、事実は平成 27 年 11 月から審査請求人は 1 人で 2 人の子供を養っており、平成 28 年度に関しては、丸一年「特別の寡婦」に該当する、と主張する。

しかし、審査請求人は平成 27 年 12 月 31 日時点でまだ離婚していなかったため、平成 28 年度は税法上の寡婦控除及び寡婦控除特別加算の控除の対象者とはならない。また、児童扶養手当の支給を制限する場合の所得額の計算方法に関し、政令第 4 条第 2 項第 3 号において、寡婦控除及び寡婦控除特別加算の控除はあるが、受給資格者が母及び父である場合には控除されないため、受給資格者たる審査請求人が母である本件においては、税法上の寡婦控除又は寡婦控除特別加算の控除の対象であったとしても児童扶養手当における所得に係る寡婦控除及び寡婦控除特別加算の控除はされない。

よって、この点に係る審査請求人の主張には、理由がない。

- (4) 以上のことからすると、本件審査請求人の前年の所得である〇円が、政令第 2 条の 4 第 4 項に規定する 19 万円以上に該当することから、処分庁が審査請求人に対し児童扶養手当の一部支給制限を行った本件処分は妥当であると認められる。

- 3 以上のとおり、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。よって第 1 のとおり答申する。

委 員（部会長） 田 中 聰 子  
委 員 近 藤 い づ み  
委 員 折 橋 洋 介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第 81 条第 3 項で準用する法第 79 条），本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。